

## 「集合修習の在り方」に関する基本的考え方（案）

## 1 集合修習の意義・必要性

## (1) 集合修習の意義・必要性

法曹を志す者は、法曹養成課程で中心的な役割を果たす法科大学院において、法律実務の基礎についての体系的な教育を受け、司法試験で基本的な資質が確認された後、本格的な実務教育課程である司法修習に進むことになる。

司法修習の課程の中心をなすのは、具体的な事件を素材として、実務家の指導の下、体験的に学ぶ実務修習である。しかし、実際問題として、実務修習が個別的な体験をその本質としていることから、個々の修習生が体験する内容が断片的であったり、修習生間でばらつきが生じることが避けられないし、指導担当者により指導内容に相違が生じることとも否めないところである。

そこで、実務修習における個別体験を、法的問題の解決手続の全体的な構造の中に体系付けて整理することによって、汎用性をもった知識、技法として身に付けさせるとともに、一定水準の実務の在り方を修得させる課程が不可欠となる。集合修習は、このように、実務修習での体験を補完して、体系的、汎用的な実務教育を行い、法律実務のスタンダードを修得させる課程として必要である。

なお、現在の司法修習における集合修習は、実務修習への導入の課程である前期集合修習と、司法修習の総仕上げの課程である後期集合修習とから成っている。このうち、前期修習は、法科大学院において実務を意識した法理論教育や実務教育の導入部分が行われることから、その修習内容の相当部分を法科大学院に委ねることが合理的である。

新しい司法修習における集合修習は、実務修習での体験と有機的に関連付けられた体系的・汎用的実務教育として行うのが相当であり、その教育内容については、今後、法科大学院における教育との関係を踏まえて検討していく必要があるが、当面は、現在の司法修習における後期修習に近い内容のものとなる。

## (2) 集合修習の指導内容と期間

集合修習を実務修習と有機的に関連付けて行う点からすると、その指導内容

も弁護，検察，民事裁判，刑事裁判という4分野制とすることが考えられるが，これは，具体的な配属先という要因から分けられた側面があり，法曹の活動，体系的教育の必要性という観点からは，集合修習における弁護修習は，民事弁護と刑事弁護に分けて実施するのが適当である。これまでも，司法研修所における集合修習は，民事弁護，刑事弁護，検察，民事裁判及び刑事裁判の基本5科目を中心として構成されてきたが，この方式は，法曹として活動するための基本的な知識や技法を，法曹三者の立場を踏まえながら指導する上で適切なもので，各科目毎に蓄積された豊富な教育ノウハウがあることから，新しい司法修習においても合理的な方法である。

実務修習の体験を理論的・体系的に整理させるとともに，実務のスタンダードな知識や技法を修得させる期間として，集合修習の期間は2か月程度は必要であり，また，この程度の期間であっても，個々の分野に固有の技術的・形式的事項等の修得については継続教育に委ね，集合修習では法曹に共通して必要とされる基本的知識・技法の指導に焦点を絞るといった役割分担を図ることにより，効果的な教育を行っていくことが可能である。

## 2 指導方針

これまで，司法研修所における集合修習では，1クラス70人程度で，基本5科目の経験豊かな実務家の教官が各クラスを専属的に担当し，人間的な接触を含む全人格的指導によるきめ細かな教育を行ってきた。豊かな人間性と倫理観を備えたプロフェッションとしての法曹を育成するためには，教官が，担当するクラスの司法修習生一人一人に目配りして個別指導するとともに，人格的接触を通して法曹としての在り方を伝えていくことが必要であるが，クラス担任制はこれにふさわしい教育方法として維持されるべきである。司法修習生各人の達成度や個性を踏まえた厳格な成績評価の必要性の観点からも，クラス担任制の維持が望ましい。

司法研修所の教育手法の基本は，実際の事件記録に基づいて作成した修習記録を用いて司法修習生に各種法律文書を起案させ，教官がこれを一通一通丁寧に添削した上で，授業でその事案に対する考え方を講評するという，実務修習と連続性のある教育方式である。修習記録は，教官が教育に適する事件記録を精選し，

これに教育効果を考えて必要な修正を加えて作成されるものであり、また、教官の講評や講義内容も、教官室での全教官による合議を経たものとなっている。このように記録教材と十分な準備に基づいた講義、講評を行うことにより、司法修習生は法曹として必要なミニマムスタンダードを身に付けることができるが、これは、新しい集合修習においても、中心的な教育手法となろう。そして、新しい集合修習においては、従来の判決書、起訴状、準備書面等といった文書だけでなく、指導内容に応じて実質的なリサーチペーパーの起案を求めたり、講評の中で司法修習生に口頭で説明させたり、討論させるなど双方向、多方向の指導を行うほか、必要に応じて各種のロールプレイによる演習も工夫することが必要である。

### 3 各科目の指導目標

法科大学院における実務導入教育により、要件事実理論の基礎や事実認定の基礎理論、民事・刑事手続の実務の基礎を修得し、かつ、分野別実務修習において一定数の具体的事件に対する実務の対応の場面を体験している（新しい司法修習に関する現在の構想においては、分野別実務修習から開始して後半で集合修習と総合型実務修習を実施することになる）ことを前提とすれば、新しい司法修習の集合修習における各科目の指導目標として、別紙 ないし のように考えるのが相当である。

### 4 各科目の比重と連携の在り方

現在の集合修習における民事系カリキュラムと刑事系カリキュラムの時間数の比率は、刑事系の方がやや多いのが実情である（これには民事系が2科目であるのに対し、刑事系が3科目であることが影響していると思われる）。

しかし、法曹の活動分野としては、現在でも民事関係の分野が圧倒的な割合を占めており、この傾向は今後更に拡大していくことが予想される。このことを反映して、法科大学院のカリキュラムにおいても民事系の科目にかなりの比重が置かれている。これらの事情を踏まえると、司法修習の集合修習においても、民事系科目の割合を刑事系の科目より高めることが合理的といえる。

他方で、司法修習が法曹に共通して必要とされる基本的な資質、能力の養成を行っていくものであり、刑事関係の基本的な実務的知識、技法が法曹にとって必

須のものであることを考慮すると、これらの知識、技法についても法曹三者の各視点に立った教育を施しておく必要も軽視できない。

以上の観点から、民事系対刑事系の比率を民事系の方がある程度高くなるように（例えば5対4程度）するのが相当である。

また、司法修習が、法曹に共通して必要とされる資質・能力の養成に焦点をあてた教育を行うものであること及び教育の効率化の観点から、基本5科目のそれぞれの立場から必要と考える教育を行うことは尊重しつつも、民事系、刑事系における各科目間のカリキュラムの融合化、共通化を推し進めることが相当である。